1．戦争する国にしないために

2．学校統廃合について

3．少子化対策・子育て支援について

について質問します。

1．戦争する国にしないためにということで質問します。

・国は「安保3文書」といわれる①国家安全保障戦略、②・国家防衛戦略、③防衛力整備計画を昨年末（12月16日）閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有、5年間で43兆円を費やす大軍拡に暴走しています。

これまで使っていた「敵基地攻撃能力」、これは「安保3文書」の改定に合わせ、正式に「敵基地反撃能力」に変更されました。しかし日本が攻撃を受けた場合に反撃するだけでなく、攻撃を受けていない場合の攻撃も含まれているため、これからも敵基地攻撃能力といいます。

日本は憲法9条を持っています。憲法9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

**②**　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。

敵基地攻撃能力＝反撃能力の保有は憲法違反ではないか。

市長　我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増していると認識しています。

　反撃能力の保有と憲法の関連性については、国会をはじめとする国政レベルでの幅広い議論の中で、慎重に判断されるものと考えており、この場において私から発言することは差し控えたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いします。

黙っていると、大政翼賛会のようになり、戦争する日本になってしまいます。憲法9条を持つ国として、憲法違反と国にものをいうべきです。

鳩山一郎首相は1956年の答弁で、敵基地攻撃能力を保有することを法理上可能としましたが、

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。— 1956年の鳩山一郎首相答弁（[*船田中*](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%88%B9%E7%94%B0%E4%B8%AD)[*防衛庁長官*](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%98%B2%E8%A1%9B%E5%A4%A7%E8%87%A3)代読）

１９５９年３月１９日の伊能繁次郎防衛庁長官は

「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」と述べ、敵基地攻撃能力の保有は憲法の趣旨とするところではない＝憲法違反だと述べています。

１９９９年８月３日の野呂田（芳成）防衛庁長官も

「他に全然手段がないという仮定の事態を想定して平素からわが国が他国に攻撃的な脅威を与えるような兵器を保有することは適当ではないと述べたものでありまして、その意味では、この答弁は現在でも当てはまる」とのべ、「敵基地攻撃能力の保有」は憲法違反としています。

衆院議長、外相を歴任し、自民党の総裁も務めた河野洋平氏は

「（安保3文書は）戦後日本の国柄を変えるほどの重大な政策転換なのに、国民に諮ったことは一度もない」と批判し、安保3文書について「防衛費は今後、国内総生産（ＧＤＰ）比2％まで増額され、世界の3～４番目くらいの規模になる。立派な軍事大国だ」とし、「（敵基地攻撃能力の保有は）外国の領土・領海の中で武器を使用し、破壊を試みるものだ。憲法の精神や専守防衛と相いれない」と、敵基地攻撃能力の保有は憲法違反だと厳しく断じています。

このように政府がやろうとしている敵基地攻撃能力＝反撃能力の保有は、憲法9条、「専守防衛」と矛盾することは明かです。

稲沢市は「非核・平和都市宣言」をしています。敵基地攻撃能力＝反撃能力の保有は「非核・平和都市宣言」で強調している「核廃絶と人類永遠の平和のための努力」に反することは明らかです。専守防衛をかなぐり捨て、敵基地攻撃能力＝反撃能力を保有し、日本を戦争する国につくりかえようとしている岸田政権に、非核・平和都市宣言をしている（市の）首長として断固抗議するべきではないか。

市長　本市としましては、現下における政府への働きかけは慎重であるべきと考えています。本市は、平成17年6月20日に宣言した「稲沢市非核・平和都市宣言」に基づき、毎年「原爆パネル展」の開催をはじめ、「平和記念黙とう」の推進、「平和大行進」への協力、「原水爆禁止世界大会」の支持・賛同といった非核平和事業を展開しています。

　今後も平和行進の推進に力を注ぐとともに、くにの動向についてしっかりと見守ってまいりたいと考えています。

平和行政を進めていることは評価します。平和行政の推進は「平和」があってこそ実現できるもので、そのために戦争する国にする企てを絶対に許さないことが重要です。「安保3文書」の撤回を求め、戦争する国づくりを許さない先頭に立つことを強く要求します。

東南アジア諸国連合＝ASEANは意見の違いを武力ではなく、話し合いで解決する枠組みを持っています。日本共産党は、結党以来101年間反戦平和を貫いてきた党として、憲法９条を生かし、東南アジア諸国連合＝ASEANのように、東アジア全体を平和の共同体にする、そのための平和外交に全力をつくす決意を表明して次に移ります。

2．学校統廃合について

次に学校統廃合問題について質問します。

2019(R１)年3月に策定した「稲沢市教育施設長寿命化計画（個別施設計画）」は、「老朽化した校舎を有する学校の建替えを検討する際には、『稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿』（2014年5月）を指針として、学校規模の標準規模化を図るため、学校再編、校区再編も視野に入れて検討します」としています。

『稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿』は、小中学校の標準規模を学級数と通学距離で設定するとし、小学校は

①学級数による標準規模を、12学級（各学年2学級以上）から24学級とする

②通学距離の限度を、片道４㎞程度とし、４キロメートルを超える場合は小学年低学年児童の体力を考慮し、スクールバス等の活用を考慮する

中学校においては

①学級数による標準規模を、６学級（各学年２学級以上）から２４学級とする

②部活動が行われる中学校では、自転車通学も可能であることから通学距離の標準は特に定めない

としています。

稲沢市内には23小学校、９中学校あります。このなかで『稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿』でいっている標準規模内の学校はどれだけあるのでしょうか。

教育部長　本市では、平成26年5月に教育委員会が策定した「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」において標準規模を示しており、小学校では12学級から24学級（各学年2学級以上）、中学校では6学級から24学級（各学年2学級以上）を標準規模としています。

　令和4年5月1日時点で標準規模に満たない学校は、小学校23校中13校となっております。なお中学校については9校すべてが標準規模となっております。

９中学校はすべて標準規模内にあるとの説明です。そうであれば中学校についての学校再編、校区再編は当分の間ないと考えていいのか。

教育部長　中学校については、標準規模化を目的とする学区再編、校区再編については、現時点では考えておりません。

小学校の場合、2022年5月1日の児童数調べで23校中13校が標準規模を下回っているとの説明です。すなわち清水11，片原一色6，坂田6、高御堂6，祖父江6，山崎6，領内11，丸甲6，牧川6，長岡6，法立6，六輪9，三宅6。

「適正規模、「標準規模」とは何かという問題です。

国の法律等でも「適正規模、「標準規模」の概念が登場します。

その一つが「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」です。この中で適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね１２学級から１８学級まで」としています。

また「学校教育法施行規則」で「12～18学級を標準規模」としています。

稲沢市は標準規模を小学校は12～２４学級、中学校6～２４学級にしているのに対し、国は小中学校ともに12～１８学級を「適正規模」「標準規模」としています。国は教育学的に優れているから12～１８学級を「適正規模」「標準規模」といっているわけではなく、学校を整備する場合の目安としていっているに過ぎません。

『稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿』でも標準規模に言及していますが、ここでいっている標準規模というのは教育学的に優位といえる研究成果に基づいたものなのか。説明を求めます。

教育部長　具体的な研究成果に基づいたものではございませんが、「12学級以上18学級以下」とする国の標準規模について、学校教育法施行規則第41条ただし書では、「地域の実情その他により特別の事情のある時は、この限りでない」としております。したがいまして、稲沢市も地域の事情を勘案しながら、子どもたちの学びや育ちを保証し、活力ある学校教育を推進してくために、どの程度の学校規模がよいのかという視点で議論を重ね、策定したものが「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」でございます。

適正規模、標準規模が教育学上の研究成果に基づいたものでないということを認めました。

教育学的に優れていると証明されていない基準をなぜ学校統合の基準に持ち込むのか。ここにあるのは経済効率を最優先する考えです。

小規模といわれる学校＝標準規模以下の小さい学校を統合しようとすると、統合前よりも１学級の人数が基本的に増えることになるのではないか。

教育部長　学校を統廃合することになった場合、統合する学校の組み合わせによって、1学級当たりの人数が増える学校もあれば、減る学校もあると思われますが、どのような組み合わせであっても、国及び愛知県が示す1学級当たりの児童生徒の上限を超えて学級編成することはなく、適正な学級規模が維持されるものと考えております。

学校統廃合しても国や愛知県が進めている1学級の編成基準、小学区の場合基本的に35人以下にすることは当然です。しかしその中で、少人数の学級が統廃合で上限に近づくことが問題です。20人前後の少人数が学級を30人前後の学級になぜするのか。

　　2022.5．1現在（35人学級とする）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １年生 | | ２年生 | | ３年生 | | ４年生 | | ５年生 | | ６年生 | | 計 |
| 祖父江小 | 23 | | 34 | | 28 | | 27 | | 31 | | 32 | | 175 |
| 山崎小 | 9 | | 20 | | 15 | | 19 | | 18 | | 29 | | 110 |
| 領内小 | 26 | | 21 | | 20 | | 24 | | 20 | | 25 | | 271 |
| 丸甲小 | 20 | | 15 | | 23 | | 19 | | 24 | | 28 | | 129 |
| 牧川小 | 25 | | 24 | | 28 | | 24 | | 32 | | 24 | | 157 |
| 長岡小 | 19 | | 12 | | 15 | | 20 | | 26 | | 19 | | 111 |
| **１小学校** | **30** | | **30** | | **30** | | **32** | | **29** | | **31** | | **953** |
| 法立 | 26 | | 35 | | 27 | | 30 | | 31 | | 33 | | 182 |
| 六輪 | 19 | | 33 | | 21 | | 21 | | 21 | | 25 | | 244 |
| 三宅 | 18 | | 15 | | 20 | | 23 | | 20 | | 18 | | 114 |
| **平和1** | **27** | | **28** | | **30** | | **32** | | **31** | | **34** | | **540** |
| 清水 | 24 | 19 | | 22 | | 33 | | 23 | | 21 | | 251 | |
| 片原一色 | 26 | 18 | | 26 | | 21 | | 24 | | 22 | | 137 | |
| 国分 | 20 | 20 | | 19 | | 24 | | 25 | | 24 | | 260 | |
| **明治1** | **29** | **32** | | **27** | | **34** | | **30** | | **28** | | **648** | |
| 千代田 | 32 | 32 | | 25 | | 29 | | 35 | | 34 | | 372 | |
| 坂田 | 19 | 25 | | 17 | | 20 | | 23 | | 15 | | 119 | |
| **千代田1** | **28** | **30** | | **34** | | **26** | | **31** | | **28** | | **491** | |

統廃合で小学校が少なくなったらどうなるか。

例えば、祖父江町で小学校が1校になった場合、祖父江、丸甲、長岡など、統廃合で学校がなくなる地域に子育て中の世代は住みにくくなり、結局人口減少に拍車をかけ、まちづくりが壊れてしまいます。　※高山市高根地区

学校統廃合してまちがそれ以前よりも元気になった事例はあるのか。

教育部長　一般論として、学校を統廃合するとなった場合でも、新しい学校を地域の核とし、まちづくり組織や学校運営協議会などとも連携して地域を盛り上げていくことは可能だと考えております。また本市の集落配置や地域コミュニティの状況からしますと、まちづくりが大きく阻害されることはないと考えております。

　今年度教育委員会事務局で視察しました瀬戸市では、令和2年度に市内の小学校5校、中学校2校を統合し、小中一貫校を開講しましたが、施設が新しくなり、児童生徒数の増加や異年齢による交流の機会が増えたこと、また地域開放可能な図書館や地域連携室なども整備されたことで、「友達が増えて楽しい」とった子どもの声や、最後まで学校再編に反対していた保護者が、内覧会で自身のお子さんに「こんな立派な学校に通えてよかったね」と声をかけて見えたという話を聞いております。また視察も相次いでいるということで、シティ・プロモーションの役割を担っている事例がございます。

瀬戸市の学校統廃合の紹介がありました。学校を新設したため、施設が新しくなるのは当然です。しかし瀬戸市全体で子どもの数は減っています。今後も減り続けると予測しています。

稲沢市の場合、学校統廃合でまちづくりが大きく阻害されることはないといいます。中学校区の単位が変わらないから、「大きく阻害されない」といいたいのだと思いますが、小学校がなくなれば、子育て世代が住みにくくなり、人口減少に拍車がかかることは明らかです。そのため小学校を存続させることが重要です。

教育学的に優位といえる研究成果もない。統廃合することで地域が活性化したという事例をしめすることができません。こうした中で標準規模を示し、学校統廃合を学校や地域に押しつけることは問題です。

統合すると人件費が大幅に削減できます。教員の人件費は国、県が負担しているので、結局国、県の負担は大幅削減できることになります。

一方、新たな学校の整備費用やスクールバスの費用負担など、市町村の負担は増えます。

将来の日本を担う子どもたちを経済の側面を優先して押しつけていいのかが問われています。

新型コロナウイルス感染が流行した2020年、突然の学校休校から再開の時に、感染防止のために児童生徒を半数ずつにして授業を再開する、分散登校を行いました（ソーシャルディスタンス）。このとき少人数学級の大切さを身をもって感じ、このときの体験が35人学級を実現する大きな力になりました。

（学校規模：100人前後）

学校統廃合を行うより、中学校、高校を含め一層の少人数学級を進め、ひとり一人を大切にする教育を行うべきです。

稲沢市は新年度予算に「学校施設整備基本計画策定事業費」を計上しています（P32）。これは少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化を受け、将来的な学校再編、校区再編を含めた施設整備計画を策定する、すなわち学校統廃合の計画を策定する予算です。子どもひとり一人を大切にする教育より、財政を優先する教育を進めるもので、到底認めることはできません。

この「学校施設整備基本計画」は来年度中、すなわち2023年度中に策定することになるのか。

教育部長　計画策定につきましては、令和5年度末までの策定を目標に考えております。

これだけ重要な計画を市民の意見も聞かずに策定することは許されません。策定前に市民の意見を聞くのか。パブリックコメントを行うのか。パブリックコメントを行うとすると、いつ頃行うのか。

教育部長　パブリックコメントにつきましては、遅くとも令和6年２月までに完了するよう実施することを検討しております。

「学校施設整備基本計画」策定にあたっては委員会を設置し、そこで計画を策定することになると思うが、委員会の委員は何人で構成する予定なのか。どのようなメンバーで構成するのか。構成にあたっては広く市民の声を反映するために、公募枠も設けるべきだと考えるが、公募枠は設けるのか。

教育部長　委員につきましては１２名以内を考えており、構成といたしましては大学教授等の学識経験者や保護者代表、教職員の代表、市民公募委員などを検討しております。

委員会は当然公開の中で議論することになると考えるが、原則公開することになるのか。

教育部長　委員会につきましては原則公開とする考えです。

計画策定に当たり、市民に開かれた中で議論し、市民の意見を聞くパブリックコメントを行うことは当然です。計画を策定すると、実施することになり、まちづくりに大きく影響します。１年間で計画を策定することは拙速です。十分時間をかけ議論するべきです。

何よりひとり一人きめ細やかな教育を行うため、学校統廃合ではなく、少人数学級を推進することを国に求めるとともに、市独自の予算も投入して少人数学級を推進することを強く要求します。

3．少子化対策・子育て支援

最後に少子化対策・子育て支援について質問します。岸田総理は今年の年頭会見で「異次元の少子化対策」に言及し、将来的に子ども関連予算を倍増させるといいました。しかし具体的な内容については6月の骨太の方針で示すというだけで、中身は全く示していません。

内閣府は「少子化社会に関する国際意識調査」を2005年から5年ごとに行い、2020年の結果が公表されています。2020年の結果で「育児を支援する施策として何が重要か」との問いに、「教育費の支援、軽減」と答えた方が69.7％、すなわち7割を占め、ダントツです。岸田内閣は異次元の少子化対策といっても、「教育費の支援、軽減」への言及はありません。

稲沢市でも合併時の2005年の0歳児は1,238人、1,200人を超えていましたが、2022年には880人、900人を下回っています。コロナの影響もあり少子化が急速に進んでいます。少子化対策は待ったなしの課題です。稲沢市でも「教育費の支援、軽減」が求められています。

高校は就学支援金制度ができたため、公立高校での負担はなくなりましたが、私立高校では負担しなければならない高校もあり、通学費などを含めると、かなりの負担になります。

大学の場合、授業料は国立で年間５４万円、私立だと平均で９３万円かかります。4年制の大学を卒業すると、500万円、600万円のローンを抱えることになります（中日2023.3.12付　奨学金のリアル）。こうした負担が少子化に拍車をかけていることは明らかで、「教育費の支援、軽減」を求める要因です。

稲沢市は高校生に対しては月額1万円を支給する給付型奨学制度がありますが、対象を20人以内に限っています。

（久納）奨学金の実績はどうなっているのか。

教育部長　久納奨学基金奨学金の実績といたしましては、制度が始まった平成３０年度から令和４年度までの５年間で、８０名の生徒を奨学生と決定し、奨学生１人当たり年額１２万円を給付しております。

奨学金の原資となる基金は減り、個人の寄付頼みでは限界があります。個人からの寄付だけでなく、市が責任を持つ奨学金制度を作り、対象者も拡大するべきではないか。

教育部長　久納奨学基金奨学金は稲沢商工会議所終身名誉会長の久納昇辰氏からの寄付金を原資としており、本年３月１日に久納終身名誉会頭から新たに１千万円のご寄付がございましたので、令和８年度に中学校を卒業する生徒まで募集可能になっております。したがいまして、当面は現行の奨学金制度により募集を行っていく考えです。

大学生になると負担は格段に増えます。今回医師確保ために市民病院に就職してくれる医師については奨学金の補助を行います。医師の数が絶対的に不足しており、医師の定数を増やし、国の責任で返済不要の奨学金制度を充実するよう求めるべきですが、一歩前進です。医師だけでなく、大学生に対する返済不要の奨学金制度をつくり、お金の心配なく大学に進学できる環境を作ることを国に要求するとともに、市独自で取り組むことを求めます。

小中学生にとっては給食費の負担が重くのしかかっています。今年度は9，10月、1～3月分の給食費を無料にしました。4月から半年間、1食50円の補助をしますが、現状では10月からは全額保護者負担に逆戻りします。

昨年12月議会の質問で給食費を無料にしている自治体は250自治体を超え、加速度的に増えているといいましたが、物価の上昇、子どもの貧困の深刻さの中で、給食費を無償にする自治体は増え続けています。「義務教育は無償」の原則から、本来国の責任で給食費を無償にするよう、国に要求するべきです。国は給食費の無償にかかる費用を4,451億円程度と公表しています。防衛費を大幅に増やすより文教予算を抜本的に増やし、給食費を無償にするよう国に要求するべきです。同時にそれまでの間、市独自で学校給食費を無償にするべきではないか。

教育部長　学校給食につきましては、来年度、市独自の保護者への負担軽減策といたしまして、９月までの半年間、１食５０円を支援するとともに、アレルギーによる完全弁当の方には、同様の補助を行います。

給食費の無償化につきましては、これまでも申し上げているとおり、年間約５億６千万円と多額の費用が必要となることから現在のところ考えておりません。

なお、」給食費を無償とする自治体は今後も増えることが予想され、財政力によって無償化の取組に自治体間で差が生じることは好ましくありませんので、国への働きかけは、氏として行ってまいりたいと考えています。

市として保育園等の給食費も無償にし、子育て支援を行うべきではないか。

子ども健康部長　令和３年１２月議会の一般質問でも答弁しましたが、稲沢市では市の単独事業として３歳以上児の主食代月額４，５００円をすでに無償としているなか、さらに副食代月額４，５００円を無償にしますと、市の財政に負担が増えることとなるため、実現することは難しいと考えております。

保育園等での保育士による虐待が問題になっています。虐待はどんな理由をつけても絶対にあってはならない問題です。しかしこの背景に保育士の配置基準の貧しさがあることも明らかです。保育園での保育士の配置基準を見直すよう、国に求めるべきではないか。

子ども健康部長　令和４年１１月１７日、全国市長会が子ども子育てに関する重点提言を国に対してするなかで、保育士は位置基準についても適切に見直すよう求めていることからも、現場の切実な声は国に届いていると考えております。それとは別に市としましても、障害児保育対象児童３人に１人加配保育士を配置したり、保育支援者を４園に配置する等、市独自の職員の加配を行っております。またその他にも紙おむつの無償提供や使用済み紙おむつの持ち帰り廃止、および保育業務システムの導入等、保育士の負担軽減にも結びつくような事業を行い、働き方改革を進め、ひいては虐待の起きる環境にならないよう保育士の負担軽減に努めてまいります。

「子育て、教育は稲沢で」というのであれば、戦争の心配のない日本にし、保育園、小中学校の統廃合をせず、どこに住んでいても安心して住み続けることができるまちにする、憲法が保障している義務教育は無償の原則に従い、お金の心配をしないで子育てができるまちにすることです。

